

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改正案	現行
（登録申請書の添付書類） 第四条（略） 2（略） 3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。 一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条第一項第二号に規定する役員のうち法人である者を除く。以下この号において同じ。）とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法人である場合にあつては、その役員）を含む。以下この項において同じ。）及び貸金業務取扱主任者（法第十二条の三第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該登録申請者、重要な使用者又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面 二（三）（略） 四 法人である場合において、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第二十六条の三	（登録申請書の添付書類） 第四条（略） 2（略） 3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。 一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条第一項第二号に規定する役員のうち法人である者を除く。）とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。以下この項において同じ。）及び貸金業務取扱主任者（法第十二条の三第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該登録申請者、重要な使用者又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面 二（三）（略） 四 法人である場合において、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。第五条の二第三号及び第四号、第二十六条の三

十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の二十四までを除き、以下同じ。）が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

四の二 個人であり、かつ、未成年者である場合において、その法定代理人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

五〇十五 （略）

（変更届出書の添付書類）

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一〇四 （略）

五 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第一項第四号に掲げる者（以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。）に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面及び新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ(1)から(5)まで又は口に掲げる書類

六〇八 （略）

十七、第二十六条の三十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の七十四並びに第三十条から第三十条の十までを除き、以下同じ。）が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

（新設）

五〇十五 （略）

（変更届出書の添付書類）

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一〇四 （略）

五 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第一項第四号に掲げる者（以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。）に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面及び新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ(1)から(5)までに掲げる書類

六〇八 （略）

(開始等の届出) 第二十六条の二十五 法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 (略) 二 貸金業者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合におけるその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第二十六条の二十七第三号において「法定代理人」という。)、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第一号又は第四号から第七号までに該当することとなつた事実を知つた場合 三 七 (略) 2 (略)	(開始等の届出) 第二十六条の二十五 法第二十四条の六の二第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 (略) 二 貸金業者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合におけるその法定代理人(第二十六条の二十七第三号において「法定代理人」という。)、役員又は重要な使用人が法第六条第一項第一号又は第四号から第七号までに該当することとなつた事実を知つた場合 三 七 (略) 2 (略)
--	---

改 正 案	現 行
（登録申請書の添付書類） 第二百十四条 （略） 一 二 三 登録申請者が個人である場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類 イ 当該登録申請者に法定代理人がない場合 当該登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書類 ロ 当該登録申請者に法定代理人がある場合 当該登録申請者及びその法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書類（当該法定代理人が法人であるときは、当該登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書類及び当該法定代理人の定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類） 2 （略）	（登録申請書の添付書類） 第二百十四条 （略） 一 二 三 登録申請者が個人であるときは、当該登録申請者（当該登録申請者に法定代理人があるときは、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の抄本又はこれに代わる書類 2 （略）